

保険料水準の統一に向けた方針(案)

令和4年度第1回
千葉県国民健康保険連携会議
資料4

背景

平成30年度国保制度改革により、市町村単位で運営していた国民健康保険は県単位の財政運営となり、市町村は県に納付金を納め、県から保険給付費等交付金が交付される仕組みとなった。また、将来的に被保険者の所得と世帯構成が同じであれば県内どこに住んでも同じ保険料になること（保険料水準の統一）が求められた。

令和3年度国保法改正により、都道府県で策定する次期国保運営方針（期間：令和6年度から6年間）に保険料水準の統一について記載することが義務付けられた。

保険料水準の統一に向けた方針(案)

保険料水準の統一に向けて4つの課題が考えられるが、千葉県としては以下の手順で進めることとしたい。

- 1 次期運営方針期間に医療費水準の反映を段階的に縮小し、令和11年度までに課題「① 医療費水準反映の廃止（＝納付金ベースの統一）」を目指したい。
- 2 その他の課題②～④についても、令和11年度以降にスムーズに制度の移行が行えるよう次期運営方針期間中に準備を進め、将来的に保険料水準の統一を目指すこととしたい。

保険料水準の統一に向けた課題

① 医療費水準反映の廃止（＝納付金ベースの統一）

保険料水準の統一には、これまで納付金算定で考慮してきた医療費水準について、反映させない（ $\alpha = 0$ ）ことが必要となる。

<メリット>

- ・ 小規模市町村における医療費による年度間の納付金のバラツキが抑えられる。

<デメリット>

- ・ 医療費適正化のインセンティブが作用しにくくなる。

② 事務の共同化

- ・ 国保法上、保険給付や保健事業等の権限は市町村にあるため、条例等の改正が必要。
- ・ 各市町村の政策的な趣旨や地域の実情、過去の経緯等を踏まえて検討することが求められる。
- ・ 市町村事務は多岐に渡るため十分に整理した上で協議する必要がある。

<保険料水準の統一に向けての対応(案)>

市町村特会から支出する給付費、保健事業、減免基準等の統一を目指す。

③ 公費負担制度等

- ・ 個別市町村へのインセンティブ付与や、個別事情による公費の投入は、保険料水準の統一と相反する。
- ・ 保険料水準の統一に向けて、法定外繰入を解消する必要がある。

<保険料水準の統一に向けての対応(案)>

市町村特会に個別に交付される公費の在り方について検討する。

④ 収納率の調整

- ・ 市町村間における収納率の差により、利害関係が発生する。
- ・ 統一後も、引き続き収納率の向上に努めるような環境を整える必要がある。

<保険料水準の統一に向けての対応(案)>

統一保険料率の算定に用いる千葉県の収納率を調整する。

納付金ベースの統一に向けた方針(案)

検討

医療費水準反映の廃止により納付金が上昇する市町村に対し、激変緩和措置を講じることが考えられる。

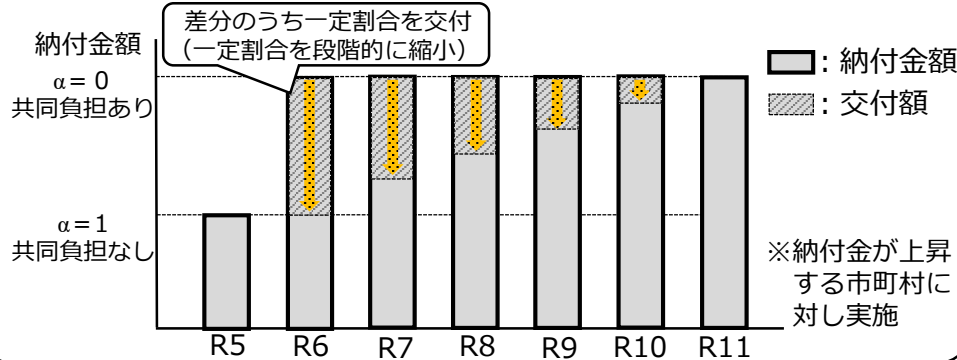
具体的には、下図①のとおり令和6年度納付金から医療費水準を反映しないこととし、反映した場合との差分のうち一定割合を県繰入金2号で交付する方法と、②のとおり医療費水準の反映を段階的に縮小する方法が挙げられる。

納付金ベースの統一に向けた方針(案)

令和3年度3月に開催した作業部会にて、①を例としてお示したところ、複数市町村より「県繰入金2号の一部を納付金が上昇する市町村への激変緩和財源に活用されることにより、現行の交付基準に基づく交付額が得られなくなる可能性がある」と意見が挙げられたことから、納付金ベースの統一に向けて②を採用することとし、令和7年度から段階的に医療費水準を反映しないこと（医療費指数反映係数 α の縮小）としたい。

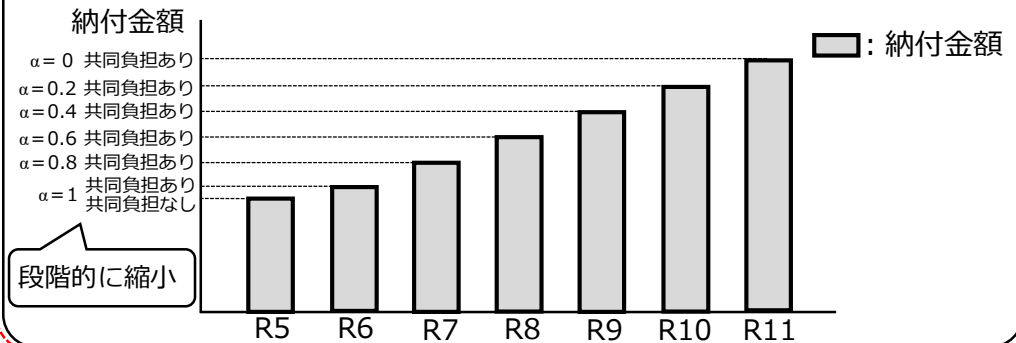
また、千葉県から市町村に交付している保険給付費等交付金（普通交付金）の財源のうち、個別市町村の実績に応じて納付金に反映している財源を令和6年度から共同負担することとしたい※。

① 県繰入金2号を活用した激変緩和措置



採用(案)

② 医療費水準を段階的に縮小する激変緩和措置



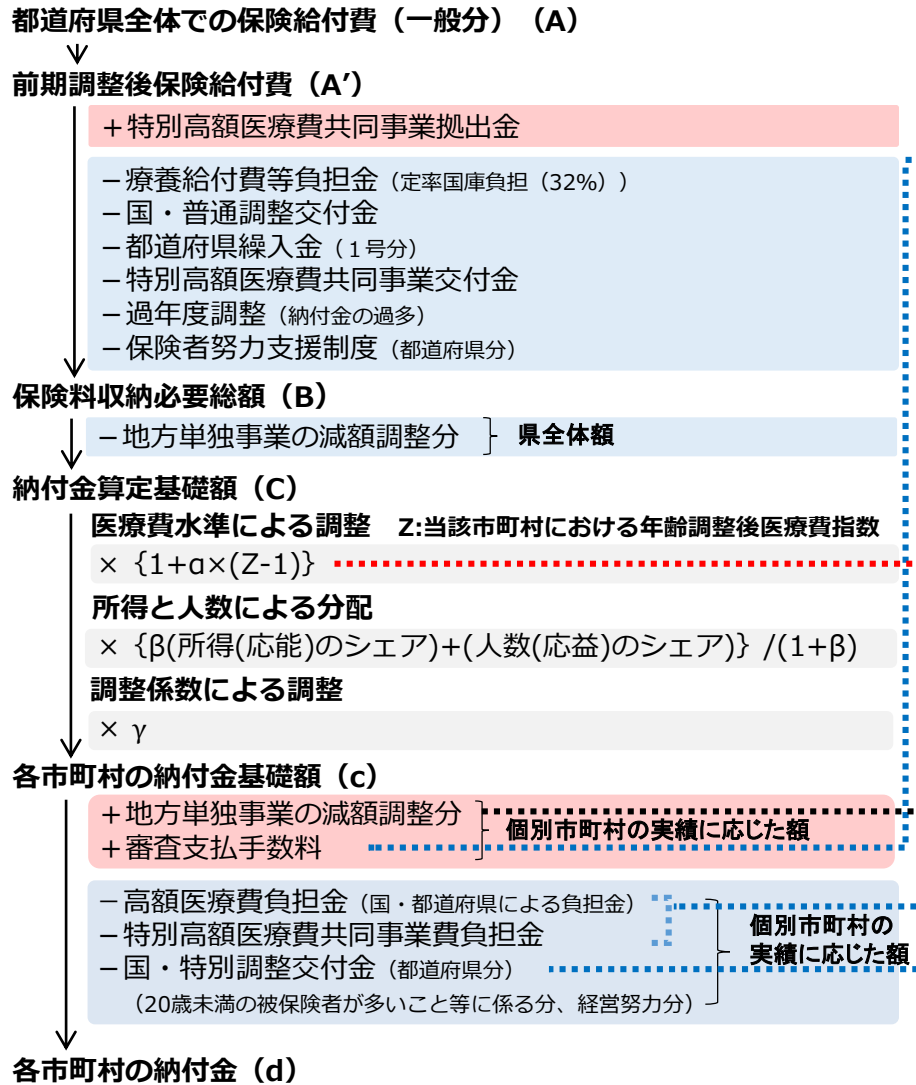
医療費指数反映係数(α)と個別市町村の実績に応じて反映している財源

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
医療費指数反映係数(α)	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0
個別市町村の実績に応じて反映している財源 (高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、 審査支払手数料、特別調整交付金(県分))	共同負担	→				

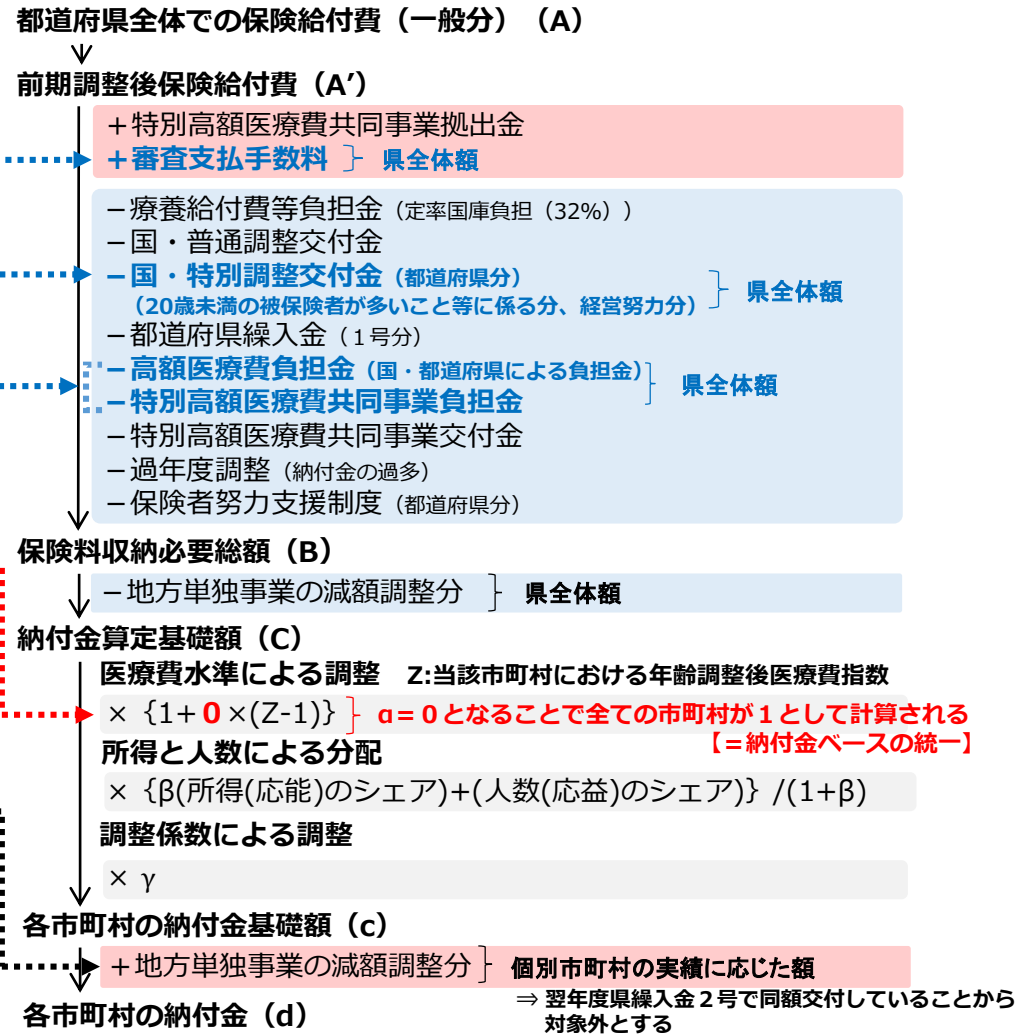
※ 高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、特別調整交付金(県分)は、これまで納付金の減算という形で市町村の実績等に応じて分配されていたが、今後は減算をやめ、納付金総額の引下げに活用することとする。
審査支払手数料についても、納付金に加算して市町村が実績に応じて負担していたものを、所得と人数に応じた負担とする。

納付金ベースの統一における納付金算定のイメージ

【現行】



【納付金ベースの統一（共同負担含む）】



凡例

赤字 = 納付金ベースの統一により変更となる項目

青字 = 共同負担により変更となる項目